令和８年（フ）第５１９号
代替住所Ａ、旧住所栃木県宇都宮市中今泉１丁目20番９号　ヴィラグランドール401
債務者　山崎　孝政
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５６５号
栃木県日光市文挟町89番地12
債務者　梅北　和弘
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５６８号
栃木県宇都宮市中里町3016番地９
債務者　菊池　秀一
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５７６号
栃木県宇都宮市駒生町1115番地18
債務者　今井　榮吉
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１５９号
富山県滑川市上小泉553番地　メゾンマグノリアＢ棟203
債務者　松島　一義（旧姓　矢野）
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６２号
富山市五艘1416番地７　ケーエスハイム203号
債務者　篠原　　哲
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２３号
富山県高岡市駅南３丁目３番11号
債務者　辻原　義直
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第７５号
長野県小諸市東雲五丁目４番１号　市営住宅中松井団地Ｂ―2022
債務者　本江　綾子
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第４１号
静岡県菊川市本所32番地の１（ル・クプルＤ―101）
債務者　佐藤　奎太
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和８年（フ）第１６４号
三重県津市城山一丁目14番33号　コーポ三友Ａ202、前住所大阪府大阪市浪速区敷津東２丁目６番９―408号
債務者　高松　文哉
１　決定年月日時　令和８年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１８９号
三重県鈴鹿市長太栄町四丁目４番10号
債務者　吉岡　淳哉
１　決定年月日時　令和８年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３９号
滋賀県長浜市湖北町山本2815番地
債務者　當山　瑞生
１　決定年月日時　令和８年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第２３６４号
大阪府八尾市高美町１丁目４番16号　ルフレ八尾、住民票上の住所大津市三大寺８番Ｄ４―405号
債務者　松田　　舞
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８６４号
大阪市住吉区苅田９丁目２番21号　レジデンス楠木　503号
債務者　宮元　和浩
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４００５号
大阪市西淀川区御幣島６丁目３番29―205号
債務者　濵田　美貴
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４００６号
大阪市西淀川区御幣島６丁目３番29―205号
債務者　濵田　優輝
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０３１号
大阪市都島区中野町４丁目17番16号　第一下前マンション　306号
債務者　小阪　夢姫
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部